

令和元年5月秋田市議会臨時会提出予定案件

	件名	説明
1	<p style="text-align: center;">「 条 例 案 」 1 件</p> <p>秋田市介護保険条例の一部を改正する件 ・介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）：平成31年3月29日公布、平成31年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法施行令の一部改正（平成31年政令第118号）に伴い、第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 平成31年度および令和2年度の第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
2	<p style="text-align: center;">「 単 行 案 」 3 件</p> <p>秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件 ・山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第44号）：平成31年3月30日公布、平成31年4月1日施行</p>	<p>○過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成31年総務省令第44号）に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成31年3月30日</p>

	<p>○改正要旨</p> <p>固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得期限を平成33年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>3 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）：平成31年3月29日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p>	<p>○地方税法施行令の一部改正（平成31年政令第87号）に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成31年3月30日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎課税額の限度額を引き上げた。 現行「58万円」→改正後「61万円」 2 保険税を減額する所得判定基準を改めた。 <p>※専決処分した理由</p> <p>地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>

4	県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定を締結する件	○県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定を締結しようとするもの								
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市千秋明德町地内 ・市の負担額 工事費用の総額19,692,828,000円のうち8,369,451,900円 ・負担額の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 県・市連携文化施設建築工事</td> <td style="text-align: right;">6,006,933,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 県・市連携文化施設電気設備工事</td> <td style="text-align: right;">1,298,958,984円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 県・市連携文化施設空気調和設備工事</td> <td style="text-align: right;">756,351,675円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 県・市連携文化施設給排水衛生設備工事</td> <td style="text-align: right;">307,208,241円</td> </tr> </table> ・協定の相手方 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県知事 佐竹敬久 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>		(1) 県・市連携文化施設建築工事	6,006,933,000円	(2) 県・市連携文化施設電気設備工事	1,298,958,984円	(3) 県・市連携文化施設空気調和設備工事	756,351,675円	(4) 県・市連携文化施設給排水衛生設備工事	307,208,241円
(1) 県・市連携文化施設建築工事	6,006,933,000円									
(2) 県・市連携文化施設電気設備工事	1,298,958,984円									
(3) 県・市連携文化施設空気調和設備工事	756,351,675円									
(4) 県・市連携文化施設給排水衛生設備工事	307,208,241円									
	<p>「 予 算 案 」 1 件</p>									
5	令和元年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙								
	<p>「 人 事 案 」 1 件</p>									
6	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	○議員のうちから選任する監査委員に関するもの								
	<p style="text-align: right;">※提出根拠法：地方自治法第196条第1項</p>									